令和８年第４回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年４月９日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第４回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１６名】

１番　井上ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦（欠席）	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博（遅刻）	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗（欠席）
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１０名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀（欠席）
２３番　田邊由紀嗣（欠席）	２４番　井上美津子（欠席）	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重（欠席）	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地転用計画変更申請について
・議案第　６号　　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第　７号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃
事務吏員　　佐　藤　祐　也

事務吏員　　岩　切　範　宏
農業振興課　　事務吏員　　川　波　貴　敬
農業振興課　　事務吏員　　森　田　誠　市
（　　開会　　１４時００分　　）

７．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第４回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１６名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１０名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に９番空閑委員、１０番森高委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
６ページまで２８件ございます。以上、報告いたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から２８番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
７ページをお開きください。
次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
議　長　　農業振興課。
農業振興課　（森田）更新月となっていますので、通常月よりも多くなっています。最長２０年の契約があり、１０年、５年契約がそれぞれ約半数近くを占めています。
議　長　　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
９ページをお開きください。
次に、議案第２号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。

審議番号１番から４番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番から４番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番から４番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番から４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。

１０ページをお開きください。

次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）議案朗読をもって説明

審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。

次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の１番井上委員、３１番鬼塚委員、１８番林委員、３３番熊谷委員を指名いたします。

次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の４番信國委員、３５番平井委員を指名いたします。

次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の４番信國委員、２１番高良委員を指名いたします。

審議番号１番から４番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番から４番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。

１１ページをお開きください。

次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、

この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。
ご審議方よろしくお願いします。
議　長　それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１６番内田委員。
１６番挙手
議　長　１６番内田委員。
１６番　（内田委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農で、自家栽培、タケノコ、にんにく、シイタケを栽培するそうです。また、譲渡人は高齢のため離農ということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番に入りますが、審議番号２番は、譲受人について農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、１２番水上委員が関係しますので、審議が終わるまで１２番水上委員は退室をお願いします。
（　１２番　水上委員　退室　）
議　長　それでは、審議番号２番について、担当推進委員の説明を求めます。２８番山﨑委員。
２８番挙手
議　長　２８番山﨑委員。
２８番　（山﨑委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大で、譲渡人は資産整理を行うものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当推進委員の説明は終わりました。
審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
審議が終わりましたので、１２番水上委員の入室をお願いします。
（　１２番　水上委員　入室　）
議　長　１２ページをお開きください。
議　長　次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。譲受人は規模拡大です。譲渡人は、資産整理のためだと聞いています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。

議　長　　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手
議　長　　９番空閑委員。
９番　　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次の審議番号５番は、私が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。
（　議長交代　）
副会長　　議長を交代しました。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　　１９番樋口委員。
１９番　　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農となっていますが、申請者の息子が近くで農業を行っており、息子の手伝いはしてあるそうです。作物はニンジンを栽培されるそうです。譲受人は、新規就農であり、規模拡大でもあります。譲渡人は規模縮小です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
副会長　　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
ここで議長を樋口会長と交代します。
（　議長交代　）
議　長　　議長を交代しました。１３ページをお開きください。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手
議　長　　３番星野委員。
３番　　（星野委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農ということで面談を行いました。農業の経験は、親族のお手伝いをしたことがあり、それなりの経験はあるということでした。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。
３２番　（岩下委員）ありません。
議　長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
２番挙手
議　長　２番師岡委員。
２番　（師岡委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大で家の隣にある農地を購入することで利便性を図るものです。譲渡人は、高齢のため離農するものです。譲受人は、農地法第３条第２項に該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　（矢野委員）ありません。
議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手
議　長　１１番江藤委員。
１１番　（江藤委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人が高齢で農地の管理ができず、また後継者もいないため、譲受人に購入を依頼したものです。譲受人は、まだ５０代と若く、非常に前向きで問題ありません。譲受人は、農地法第３条第２項に該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
１４ページをお開きください。
次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１８番林委員。
１８番挙手
議　長　１８番林委員。
１８番　（林委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。この土地は現在柿が植えてあり、譲受人が現在借りている農地ですが、譲渡人から購入依頼があったもので、問題ありません。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３３番　　（熊谷委員）ありません。
議　長　　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１８番林委員。
１８番挙手
議　長　　１８番林委員。
１８番　　（林委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大、譲渡人は、相手方の要望ということで、この土地は、譲受人の農地のそばにあり、災害で被災し、現在は工事用地となっています。工事が終わったら畑に戻すことになっています。現在、家の隣にある農地は日陰で耕作不順であるため、隣接する今回の申請農地を相談した結果、快く売買に応じてもらったそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３３番　　（熊谷委員）ありません。
議　長　　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時４５分まで休憩します。

１４時３３分休憩
１４時４５分再開

議　長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１５ページをお開きください。
次に、議案第５号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
審議番号１番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（川波）議案朗読をもって説明
申請人・申請土地の状況・転用目的は議案書記載のとおり変更はありません。前回許可年月日は、令和７年６月２５日農地法第５条許可となっています。変更理由としては、当初事務所を前面道路から離れて設置する計画としていたが、その配置を前面道路近くに変更するものです。参考事項として、事務所１棟１０㎡は変更ありません。事業期間が、令和７年８月１５日までとしていたものが、令和８年４月３０日までとするものであります。ご審議方よ

ろしくお願いします。
議　長　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１６ページをお開きください。
次に議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号１番について説明いたします。転用者、申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、共同住宅２棟５戸、転用の理由は、周辺は住環境が良いため、共同住宅を建築し不動産収入を得るものです。雨水は前のＵ字溝へ流し、汚水は下水道が通っているので下水道へつなぎます。参考事項として、第一種低層住居専用地域で１号等が１０１．４０㎡、２号棟が１５２．１０㎡です。今回、始末書が添付されています。農地法の運用として、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２７番　（松岡委員）ありません。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号２番について説明いたします。転用者、申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅です。転用の理由は、現在、義理の両親宅に住んでいるため、自己用住宅を建築するものです。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。雨水は、前に流れている川に流すそうです。汚水は浄化槽を設置するそうです。今回、始末書が添付されています。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
１７ページをお開きください。
次に議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借です。私が入院していましたので詳しくは推進委員が話を聞いています。申請土地に対してコンクリート敷きにしていましたので、始末書が添付されています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３５番挙手
議　長　３５番平井委員。
３５番　（平井委員）この土地は、始末書が添付されています。先々代の名義だったものを整理して譲受人に賃貸借するものです。
議　長　雨水排水についてはどうですか。
３５番　（平井委員）建物はありませんし、隣に事務所があり、その高さと同じ高さまで地上げしてあります。
議　長　駐車場及び洗車場ということは、洗車で使った水や雨水はどう流れて処理するのですか。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）計画書では、水路放流となっています。
議　長　洗車場は、トラックなども洗うのですか。
事務局　（川波）洗車場の用途については、どういう洗い方や何を洗うのかなどの具体的なものはいただいていません。資料がありません。
議　長　よその地域では、洗車場は、油が流れるといって嫌うケースがありますからね。
事務局　（川波）それらについては記載がありませんが、これまで露天駐車場及び洗車場として使用していた土地であると思うので、この点については県と共有して確認なりを行い対応していきたいと思います。
議　長　わかりました。
審議番号１番について、ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手

議　長　　４番信國委員。

４番　　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借です。転用の目的は、蓄電池設備を宅地と農地で一体開発を行うもので、宅地に１列、農地に１列の合計２列の蓄電池を設置するものです。雨水は、自然浸透です。騒音対策として、宅地から３ｍ離れて防音シートを設置するそうです。災害等による問題が発生しないように対応していくそうです。農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の一体開発に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２１番挙手

議　長　　２１番高良委員。

２１番　　（高良委員）区会長と水利委員の了解は得ています。

議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手

議　長　　７番大隅委員。

７番　　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、貸事務所を建築するそうです。転用の理由は、国道３８６号に面し、交通の便が良く需要が見込まれることから貸事務所を建築するものです。農地法の運用は、上下水管が埋設された道路の沿道で５００ｍ以内に２以上の公共施設等がある農地に該当します。雨水は、前にＵ字溝があるのでそちらに流します。汚水は、下水道が通っているので接続するそうです。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
上下水管が埋設された道路の沿道で５００ｍ以内に２以上の公共施設等がある農地とは、初めて聞くようであるが、説明をしていただけませんか。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（川波）農地転用において、まず農地区分があります。周囲の状況を見て、いかに都市化しているかを見ます。比較的転用がしやすい第３種農地、次に代替地が無いということで転用する第２種農地、第１種農地では集落に接続していないと転用できないなどの不許可の例外があります。
今回の件は、第３種農地の要件の一つに接道部である前面道路に上下水管、ガス管のうち２つが埋設されており、かつ５００ｍ以内に２以上の教育施設や医療施設、その他の公共施設又は公益的施設があることとされています。

議　長　　５００ｍ以内というのは、鉄道の駅や高速道の出入口のような考え方と同じような考え方でよいのですか。

事務局　　（川波）今回の件は、教育施設や医療施設、その他の公共施設であり、議長が言われている鉄道の駅や高速道路の出入口、市役所から何百ｍというのは、また別の条件のものになります。例えば、３００ｍ以内に鉄道の駅、高速道への出入口、市役所等がありますという場合

は、この条件だけで３種農地になります。
議　長　　なるほど。今回の案件は、公共施設がないといけないということですか。
事務局　　（川波）はい。公共施設や教育施設、医療施設などとなっています。条件は細分化されていますので、ご不明な点があれば事務局にお問い合わせいただければと思います。
議　長　　はい。わかりました。
ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
１８ページをお開きください。
次に審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　　７番大隅委員。
７番　　（大隅委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、宅地分譲８区画です。転用の理由は、申請地周辺は住環境もよく、需要が見込まれるため宅地分譲を行うものです。農地法の運用は、用途地域に定められている農地に該当します。雨水はＵ字溝を設置して流すそうです。汚水は下水道が通っているので接続するそうです。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２７番　　（松岡委員）ありません。
議　長　　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
次の審議番号５番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。
副会長　　議長を交代しました。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
１９番　　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。譲渡人の娘婿である譲受人が自己用住宅を建築するものです。下水は下水管に流します。雨水は側溝に流すようになっています。農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当しますので転用は可能かと思います。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
副会長　　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。
ここで議長を樋口会長と交代します。
議　長　　議長を交代しました。

次に審議番号６番について、担当推進委員の説明を求めます。３２番岩下委員。
３２番挙手

３２番　（岩下委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は自己用住宅です。議案第４号の審議番号６番の３条との関連するものです。譲受人は現在借家住まいであるため、自己用住宅を建築するものです。下水は通っていないので浄化槽を設置するそうです。雨水はＵ字溝に流すそうです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
担当委員及び推進委員より補足説明はありませんか。

２５番　（大内田委員）ありません。

議　長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号６番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は承認といたします。
次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
２番挙手

議　長　２番師岡委員。

２番　（師岡委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。申請土地は、三角の変則的な農地で県道と市道に接し、県道との落差は約８０ｃｍ、市道との落差は約２０ｃｍ程度あります。そこを地上げして、農業従事者用駐車場として使うそうです。既存敷地の一部に従業員も駐車しているが事業拡大のため従業員及び来客用駐車場を整備するものです。雨水は東側の排水に流すそうです。特に問題はないと思います。農地法の運用は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地の農業用施設に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３８番　（矢野委員）ありません。

議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は承認といたします。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時３１分　）